

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

募集要項（案）

令和 8 年 10 月

茅ヶ崎市 下水道河川部

目 次

1	公募の概要	1
1.1	公共施設等の管理者の名称	1
1.2	担当部署	1
1.3	募集要項等	1
2	業務の概要	2
2.1	業務名称	2
2.2	業務実施場所	2
2.3	業務目的	2
2.4	業務背景	2
2.5	基本運営方針	2
2.6	対象処理区域・対象施設・対象業務	3
2.7	委任方式等	6
2.8	業務期間等	7
2.9	委託料の契約上限額	8
2.10	費用負担	9
2.11	要求水準の基本的な考え方	9
2.12	プロフィットシェアの基本的な考え方	9
2.13	法令等の遵守	9
2.14	リスク分担の基本的な考え方	10
2.15	モニタリングの基本的な考え方	10
2.16	保険	10
2.17	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	10
3	応募者の募集及び受託者の選定に関する事項	11
3.1	実施方法	11
3.2	実施スケジュール	11
3.3	応募者の参加資格要件	11
3.4	募集に関する留意事項	16
4	募集に関する手続き等	19
4.1	募集要項等に関するウェブ説明会及び個別対話	19
4.2	現地見学会及び資料閲覧	20
4.3	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	21
4.4	参加表明書及び応募資格確認申請書の受付及び審査	21
4.5	技術提案書の提出	22
4.6	技術提案書に係る質問回答書の提出	22

4.7 参加の辞退.....	22
5 受託者の決定等.....	23
5.1 審査方法.....	23
5.2 審査結果の公表.....	23
5.3 応募者がいない場合の取扱い	24
5.4 応募者が 1 者であった場合の取扱い.....	24
6 契約手続き	24
6.1 契約の締結.....	24
6.2 優先交渉権者と契約締結に至らない場合.....	24
7 提出書類.....	24
7.1 参加表明に係る提出書類	24
7.2 技術提案に係る提出書類	24
7.3 筆記試験の実施.....	24
7.4 参加辞退時の提出書類.....	25
7.5 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類.....	25
8 情報提供.....	26
9 本業務委託に関する問合せ先.....	26

1 公募の概要

1.1 公共施設等の管理者の名称

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1.2 担当部署

担当課：茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川管理課

住 所：〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

T E L：0467-81-7207

F A X：0467-89-2916

E-mail：gesuikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp

本公募において実施する事務に関し、次のアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

・株式会社 NJS

「茅ヶ崎市下水道事業ウォーターPPP 発注支援業務委託の受託者」

「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託事業者選定支援業務委託（令和9年3月頃に契約を予定している業務）の受託者」

1.3 募集要項等

この募集要項は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が実施する茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託（以下「本業務委託」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）の募集及び選定を行うに当たっての手続き等を定めたものであり、本業務委託に係る入札参加希望者（以下「応募者」という。）に交付するもので、別冊の次の書類と一体をなすものである。

（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）

①募集要項

②業務要求水準書

③特記仕様書

④基本契約書（案）

⑤事業契約書（案）

⑥モニタリング基本計画書

⑦優先交渉権者選定基準書

⑧提案書作成要領

⑨様式集（公募時に、提示する。）

⑩用語集（公募時に、提示する。）

応募者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

2 業務の概要

2.1 業務名称

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

2.2 業務実施場所

茅ヶ崎市公共下水道事業計画区域

2.3 業務目的

本業務委託は、下水道管路施設等の維持管理及び更新に係る業務を複数年にわたり一括して委託することで、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫の導入を促進し、維持管理及び改築更新業務の高度化・効率化を図り、市の持続的な下水道事業の運営に資することを目的とする。

2.4 業務背景

市の公共下水道の処理区域面積は 22.40 km²、処理区域人口は約 24 万人（いずれも令和 7 年度末時点。）となり、管路延長は令和 7 年度末時点で、合流管路約 170 km、分流污水管路約 410 km、分流雨水管路約 620 km の合計 1,200 km となる。主要な点的施設としてポンプ場 17 施設、マンホールポンプ 23 施設、樋門・樋管 9 施設等を保有している。

市は、昨今の下水道事業における職員数の減少【ヒトの問題】、施設老朽化の加速に伴う改築更新需要の増加【モノの問題】、節水や人口減少に伴う下水道使用料収入の減少【カネの問題】といった諸課題に対する課題解決方策の一つとして、令和 6 年度より官民連携事業の導入に向けて検討を実施してきた。

市は、過年度に実施した「ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託」において、ウォーター PPP 管理・更新一体マネジメント方式（管路施設）の導入による事業費削減等の導入メリットが確認されたことに加え、今後の改築需要量の増加に伴う体制補完の他、限られた人員の中で今後の長期的ビジョンの策定や、不明水対策、雨水に係る改築等に取り組む必要があることから、本業務委託を実施することとした。

2.5 基本運営方針

本業務委託を実施するに当たり、市及び受託者は、関係法令遵守のもと、本業務委託の目的を達成するために、次に示す基本運営方針を堅持する。

- ①市及び受託者は、市民への下水道サービスを次代へ絶え間なく継承するため、適切な役割分担と相互の連携・協力の下、官民一体となって持続可能な事業運営に取り組むこと。
- ②市及び受託者は、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築需要の増加といった下水道事業を取り巻く経営状況の変化に対し、下水道事業経営の健全性の維持・向上を目的とした業務の効率化・最適化に努めること。

③市及び受託者は、ICT（情報通信技術）の積極的な活用やDX等の最先端技術の導入を推進し、業務の効率化を図ること。

また、維持管理業務の気づき等を活用した維持管理と更新の一体マネジメントにより、下水道事業運営の持続可能性に資する業務の高度化・最適化を推進すること。

④市及び受託者は、官民双方が保有する固有の技術及びノウハウを官民双方の技術者へ技術継承・技術移管するとともに、将来にわたり安定的かつ高水準な下水道サービスを提供するため、計画的な人材育成及び人材確保並びに組織体制を構築すること。

⑤受託者は、市内事業者との協働・調和を基軸とする運営体制の構築に努めるとともに、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献すること。

⑥受託者は、自らの社会的役割を認識し、想定外の不可抗力事象の発生時においても迅速かつ的確に対応できるよう、復旧支援体制の構築及び防災意識の醸成等、災害対策の強化に努めること。

⑦市及び受託者は、モニタリングを適正かつ確実に実施するとともに、モニタリングの適正化・効率化に資する検討を継続的に行うこと。

2.6 対象処理区域・対象施設・対象業務

2.6.1 対象処理区域

対象処理区域は、公共下水道事業計画区域とする。

なお、改築更新に関わる業務は「合流区域」を対象とするが、下水道法等の改正により分流区域においても改築対象が発生した場合は別途協議する。

2.6.2 対象施設

対象施設は、公共下水道の管路施設（汚水・合流管きょ（圧送管きょを含む）、マンホール、マンホール蓋、ます及び取付け管、伏越し、雨水吐（合流式）、吐口、放流きょ）とする。

なお、対象施設の概要は、表 1 及び図 1 に示すとおりとする。

表 1 施設数量（※下水道台帳（令和 7 年度末時点））

対象施設		数量
管きょ	分流汚水	414,801m
	合流	172,897m
	上記のうち、圧送管きょ	2,345m、14 箇所
マンホール	分流汚水	20,296 箇所
	合流	7,511 箇所
取付け管	分流汚水	131,811m
	合流	57,684m
ます	分流汚水	43,107 箇所
	合流	19,937 箇所
伏越し		25 箇所
雨水吐		4 箇所
吐口		5 箇所
放流きょ		5 箇所

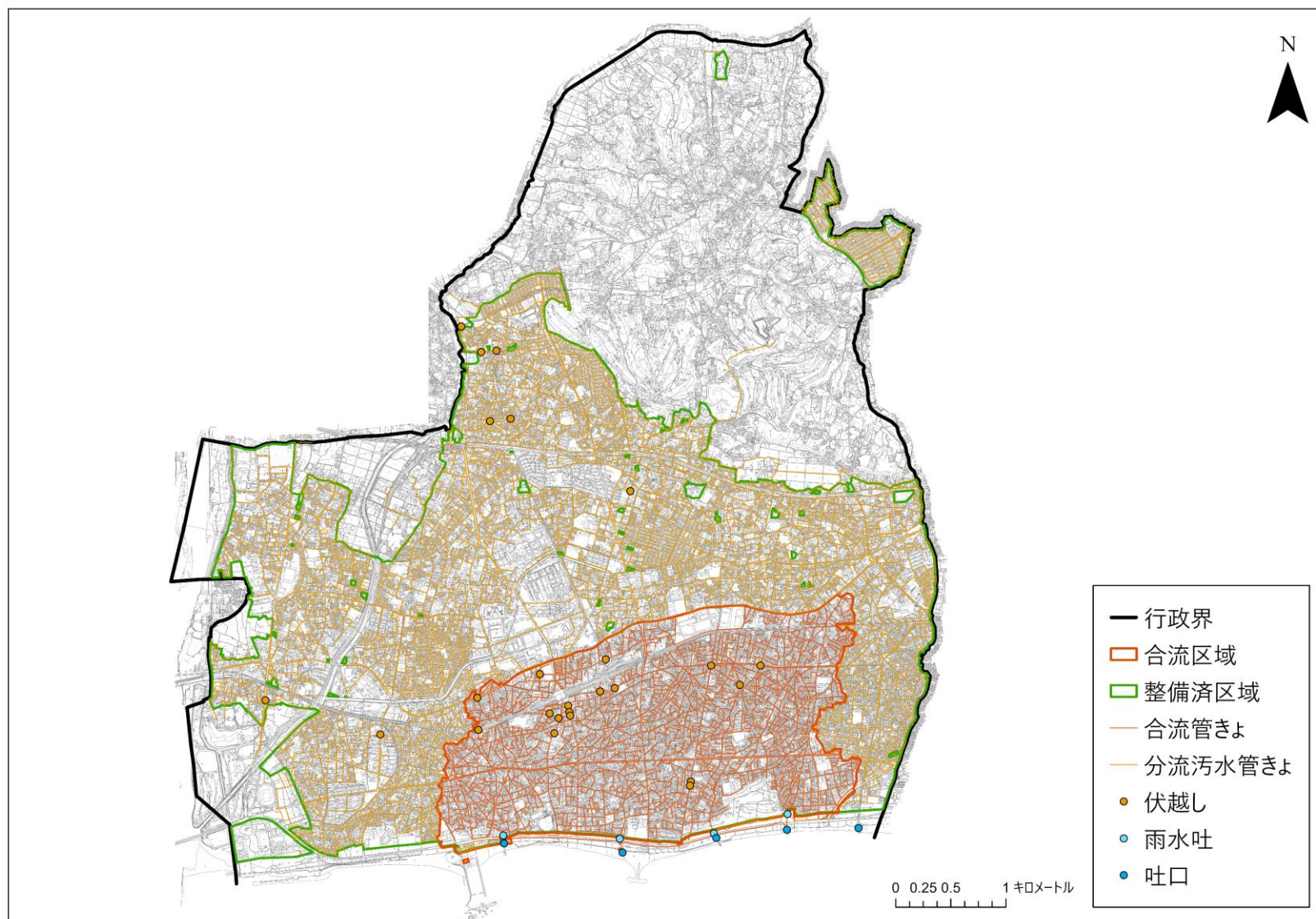


図1 施設位置図

2.6.3 対象業務

主な対象業務は次のとおりとし、各業務の詳細は別に交付する「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 特記仕様書」に示すものとする。

(1) 統括管理業務

- 1)一元統括管理業務
- 2)市民対応業務
- 3)維持管理情報の更新業務
- 4)技術力向上、技術継承に資する業務
- 5)セルフモニタリング業務
- 6)今後の事業展開に関する提案業務
- 7)技術提案に係る支援業務
- 8)その他関連業務

(2) 維持管理業務

- 1)市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）
- 2)巡視・点検業務
- 3)調査業務
- 4)清掃及びしゅんせつ業務

(3) スtockマネジメント業務（改築工事を除く）

- 1)ストックマネジメント点検・調査業務
- 2)改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等）
- 3)管路施設実施設計業務（改築・詳細設計）

(4) 改築工事・その他工事

- 1)改築工事（ストックマネジメント業務）
- 2)その他工事
 - ア)取付け管布設替工事（合流）
 - イ)マンホールふた及び枠の改築工事（分流污水、分流雨水）
 - ウ)污水ます及び取付け管設置工事（合流、分流污水）
 - エ)集水ます及び取付け管設置工事（合流）
 - オ)集水ます縁塊交換工事（合流）
 - カ)その他附帯工事

2.7 委任方式等

2.7.1 委託方式

本業務委託の委託方式は、ウォーターPPP（「PPP/PFI/推進アクションプラン(令和5年改定版)」令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定を参照のこと。）で示される管理・更

新一体マネジメント方式〔レベル3. 5〕とする。

2.7.2 契約の締結

本業務委託の契約に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 市は、優先交渉権者と協議を行い、業務委託基本契約の締結に向けた準備を進める。
- (2) 業務委託基本契約の締結に先立ち、優先交渉権者及び（仮称）しょうなん建設協同組合は、共同企業体（以下、「JV」という。）を設立することを基本とする。

なお、本業務委託の実施を目的とした特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）の設立を阻むものではないが、設立・運営費に係る費用は受託者負担とする。

- (3) 市及び JV 又は SPC は業務委託基本契約を締結する。

2.8 業務期間等

本業務委託の履行期間、履行準備期間、業務引継ぎ期間及び業務時間は次のとおりとする。

なお、業務実施スケジュールは、表 2 のとおり予定している。

2.8.1 履行期間

本業務委託が開始された日（以下「本業務委託開始日」という。）から、10 年を経過する日が属する事業年度末（以下「本業務委託終了日」という。）までとする。本業務委託開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本業務委託終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。現時点において、本業務委託開始日は令和 10 年 4 月 1 日とし、本業務委託終了日は令和 20 年 3 月 31 日とする。

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

2.8.2 履行準備期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までは、市からの業務引継ぎ等を行う履行準備期間とし、業務の習熟に努めるものとする。

なお、履行準備期間中の費用は、受託者の負担とする。

2.8.3 業務引継ぎ期間

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本業務委託期間内に行うこととし、受託者は自らの責任及び費用負担により、引継ぎ書の作成等、本業務委託が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

なお、本業務委託終了日の 2～3 年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、受託者は業務情報の提供など市に協力すること。

2.8.4 業務時間

平日の 8:30～17:15 を基本とし、緊急対応業務などが発生した場合にはこの限りではない。

なお、各業務の詳細は別に交付する「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 特記仕様書」に示すものとする。

表 2 業務実施スケジュール

内容	スケジュール
業務委託基本契約の締結	令和 9 年 12 月頃
履行準備期間	契約日 ～ 令和 10 年 3 月
本業務委託開始日	令和 10 年 4 月 1 日
市又は市の指定する第三者への業務引継ぎ期間	本業務委託終了日の 180 ～ 90 日前まで (市の指定する第三者への業務引継ぎ期間は90日間を想定)
本業務委託終了日	令和 20 年 3 月 31 日

2.9 委託料の契約上限額

本業務委託に係る提案見積の契約上限額は、表3に示す業務区分毎に以下のとおりとする。

表3 契約上限額

業務区分	契約上限額（円：税込）
維持管理業務	●●円
コンサルタント業務(統括管理業務を含む)	●●円
改築工事・その他工事	●●円
合計	●●円

※改築工事・その他工事業務に係る契約上限額の内訳については表4に示す積算諸条件調書を参照すること。

なお、契約上限額の算出に当たっては、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 優先交渉権者選定基準書（以下「優先交渉権者選定基準書」という。） 表7 業務区分毎の価格評価点の算出方法及び配点」を参照すること。

表4 改築工事・その他工事の契約上限額に係る積算諸条件調書

(円：税抜)	
直接工事費	●●円
共通仮設費計	●●円
現場管理費計	●●円
一般管理費	●●円
発生売却品評価額	●●円

2.10 費用負担

2.10.1 応募に関する費用

参加表明書及び技術提案書、確認資料の作成並びに提出、筆記試験等に要するすべての費用は、応募者が負担するものとする。

2.10.2 公共の支払いに関する事項

本業務委託における市の費用負担については、債務負担行為を設定した上で、契約を締結する予定である。

(1) 基幹業務

市が全額負担し、市が委託費として受託者へ支払うものとする。

(2) 附帯業務

基幹業務に示す費用負担と同様の取扱いとする。

(3) 任意業務

受託者が全額負担する。

なお、任意業務は独立採算を基本とするため、経理は、基幹業務及び附帯業務と区分して明確にする。

(4) その他

本業務委託における各種検査等に伴う必要な費用は、受託者応募公告時に公表する募集要項等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

2.11 要求水準の基本的な考え方

業務要求水準書は市が最低限必要とする基本事項を定めるものであり、優先交渉権者がプロポーザルにおいて企画・提案したもののうち、委託業務に採用するものについては、優先交渉権者との協議を踏まえ業務要求水準書を変更作成するものとする。

2.12 プロフィットシェアの基本的な考え方

業務要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、効果的な手法、新技術導入等により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（縮減分を市と受託者でシェアする）を導入する。

なお、詳細は事業契約書に規定する。

2.13 法令等の遵守

受託者は、本業務委託の履行に当たって、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2.14 リスク分担の基本的な考え方

本業務委託におけるリスク分担の考え方は、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 特記仕様書 別紙 7 リスク分担の基本的な考え方」を参考とし、市と受託者は、本業務の範囲において各々が担う業務について、基本契約書及び事業契約書に基づきリスクを負担することを基本的な考え方とする。

2.15 モニタリングの基本的な考え方

受託者が本業務委託を適正かつ確実に履行し、要求水準等に示す基準等に適合しているか否かを確認するために、受託者によるセルフモニタリングを基本としつつ、市によるモニタリング及び第三者機関による事業評価等を行う。

また、モニタリングの実施に当たっては、業務の履行確認等のほか、モニタリングの適正化・効率化に資する検討を継続して行うものとする。

なお、詳細については、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 モニタリング基本計画書（案）」に示すものとする。

2.16 保険

受託者は、本業務委託期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。

なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、受託者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

2.17 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本業務委託の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書の定めるところにより、事業契約を解除又は終了するものとする。この場合、受託者は、事業契約書の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。解除又は終了に関して、本業務委託のうち、一部の業務のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本業務委託のうち、一部の業務について事業契約の解除が生じた場合、市は受託者に対し、受託者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については事業契約書に示す。

3 応募者の募集及び受託者の選定に関する事項

3.1 実施方法

市は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、創意工夫の導入を促進し、公共下水道事業運営の高度化、効率化を図るため、地方自治法施行令（昭和年 22 政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する公募型プロポーザル方式により、価格と技術力、知識等を総合的に評価して受託者を選定する。

3.2 実施スケジュール

募集要項等の公表後のスケジュールは概ね表 5 のとおりである。ただし、各種書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 5 募集要項等の公表後のスケジュール（予定）

内容	スケジュール
募集要項等の公表	令和 9 年 4 月上旬
ウェブ説明会及び個別対話（いずれも希望者対象）	令和 9 年 4 月下旬 ～ 5 月中旬
現地見学会及び資料閲覧（いずれも希望者対象）	令和 9 年 4 月下旬 ～ 5 月中旬
募集要項等に関する質問の受付	令和 9 年 4 月下旬 ～ 5 月中旬
募集要項等に関する質問への回答公表	令和 9 年 6 月上旬
参加表明書及び応募資格確認申請書の受付締切り	令和 9 年 6 月中旬
参加資格確認結果の通知	令和 9 年 6 月下旬
技術提案書受付期限	令和 9 年 7 月中旬
筆記試験の実施	令和 9 年 10 月中旬
優先交渉権者の選定	令和 9 年 11 月中旬
契約締結	令和 9 年 12 月下旬
履行準備期間	契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
本事業開始日	令和 10 年 4 月 1 日

3.3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、参加資格、業務実施企業に求める要件等は、次に示すとおりとする。

3.3.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意とし、1 企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- (2) 応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。

また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

- (3) 応募グループの場合、JV 又は SPC の設立を求める。

また、各業務をまとめる統括業務責任者及び技術管理責任者（統括管理）は、「3.3.4 配置予定技術者の要件」に従い、応募グループから選任させるものとする。

- (4) 応募グループの代表企業の変更は認めない。

- (5) 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

- (6) 民間事業者等は、単独企業としての重複申込み及び複数の応募グループへの重複参画は認めない。

- (7) 市の地域特性を把握した業務執行能力及び夜間、休日においても迅速な緊急対応の履行実績を有する市内事業者で構成する（仮称）しょうなん建設協同組合を JV 又は SPC に参画させるものとする。

なお、（仮称）しょうなん建設協同組合が担う業務等については、応募企業又は応募グループが（仮称）しょうなん建設協同組合と調整を行うものとする。

- (8) 応募企業及び応募グループとも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る汚泥処理業務については、受託者が排出事業者となるため、汚泥運搬に係る業務については受託者が選定した者と、それぞれ受託者が直接契約するものとする。

3.3.2 参加資格要件（通則）

応募者の構成員のすべては、募集公告及び募集要項等の公表から参加表明書の提出期日までに次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 市が規定する「茅ヶ崎市指名停止等措置基準」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- (5) 法人税、事業税、消費税その他の地方税及び国税の区分を問わずの一切の税金を滞納していないこと。
- (6) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう）。

以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められないこと。

- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められないこと。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められないこと。
- (9) 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められないこと。
- (10) 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められないこと。
- (11) 公募アドバイザーと資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

なお、「資本面において関連のある者」とは、会社法(平成17年法律第86号)第309条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう(以下、同じ)。

3.3.3 参加資格要件(建設業の許可)

応募者のうち、修繕業務(恒久対応)及び改築工事・その他工事に従事する者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

3.3.4 配置技術者の要件

配置技術者の概要(業務内容、配置条件)を表6、配置技術者の配置員数及び資格要件を表7に示す。

また、統括業務責任者、技術管理責任者、業務責任者、管理技術者及び照査技術者は、非常駐、非専任を可とする。ただし、法令を遵守して適正に配置すること。

表 6 配置技術者の概要

業務	技術者名	業務内容	配置要件
統括管理業務	統括業務責任者	本業務全体を統括管理する責任者 事業運営に関わる会議体等での調整窓口	代表企業から選任
	技術管理責任者	現場の実務作業を指揮する責任者 週間打合せ等、市との定例的な打合せの調整窓口	代表企業から選任 ※すべての業務の配置技術者と兼務可能。ただし、法令を遵守して適正に配置すること。
維管持理業務	監理技術者又は主任技術者	修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）の全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者	代表企業もしくは構成企業から選任
	業務責任者	当該業務の技術的管理を行う責任者	代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任
ストックマネジメント業務（改築工事を除く）	管理技術者	当該業務を全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者	代表企業もしくは構成企業から選任 照査技術者と兼務不可
	照査技術者	当該業務を全般にわたり照査を行う責任者	代表企業もしくは構成企業から選任 管理技術者と兼務不可
	業務責任者	当該業務の技術的管理を行う責任者	代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任
改築工事・その他工事	監理技術者又は主任技術者	当該業務を全般にわたり技術的な統括管理・指導監督する責任者	代表企業もしくは構成企業から選任
	業務責任者	当該業務の技術的管理を行う責任者	代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任
	業務責任者（更生工）	当該業務の技術的管理を行う責任者	代表企業、構成企業もしくは協力企業から選任

表 7 配置技術者の配置員数及び資格要件

業務		配置技術者	配置員数	資格													実務経験
大分類	中分類		配置員数 (最低限)	技術士総合技術監理部門（上下水道－下水道）	技術士上下水道部門（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	下水道管路管理専門技士（清掃）	下水道管路管理専門技士（調査）	下水道管路管理専門技士（修繕・改築）	下水道技術検定（第1種技術検定）の合格者	下水道技術検定（第2種技術検定）の合格者	下水道管路更生管理技士	下水道管きょ更生施工管理技士	一級土木施工管理技士	監理技術者又は主任技術者資格	下水道法施行令第15条および第15条の3に 規程される 実務経験年数
統括管理業務	統括管理業務	統括業務責任者	1名	○	○	○											
		技術管理責任者	1名	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		●
維持管理業務	修繕業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）	監理技術者又は主任技術者	1名													●	
		業務責任者	1名	○	○							○			○		●
	巡視・点検業務	業務責任者	1名			○	○		○								●
	清掃及びしゅんせつ業務	業務責任者	1名			○	○	○									●
	調査業務（視覚調査に関する業務）	業務責任者	1名			○	○		○								
	調査業務（詳細調査に関する業務）	業務責任者	3名※														
ストックマネジメント 業務（改築工事を除く）	ストックマネジメント点検・調査業務 改築計画策定業務（管路施設：合流）（ポンプ場施設等）	業務責任者	1名			○	○		○								
		管理技術者	1名	○	○												
		照査技術者	1名	○	○												
改築工事・その他工事	改築工事・その他工事	監理技術者又は主任技術者	1名													●	
		業務責任者	1名	○	○							○			○		●
		業務責任者（更生工）	1名			□	□			□			□	□			

○：いずれかの資格を有すること
●：必須で有すること
□：更生工における業務責任者はいずれかの資格を有すること
※詳細調査（流量調査、空洞化調査及び水質調査）に関する業務は、資格要件を求めないが業務毎につき1名業務責任者を配置すること

3.3.5 参加資格要件の確認基準日

応募者は、参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加確認基準日は、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出締切日（令和●年●月●日（●））とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

3.4 募集に関する留意事項

3.4.1 応募の前提

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載する条件を十分に理解し、これに承諾して応募することとし、参加表明書（様式●）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担等

参加表明書、応募資格確認申請書及び技術提案書の作成・提出並びに筆記試験に要するすべての費用は、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとする。

(4) 言語、通貨及び単位

提案審査書類、質問・回答、審査等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 審査状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、審査の状況については公表しない。

3.4.2 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他、市が本業務委託に関し必要と認める用途に用いるときは、市は応募者の確認を得た上で、応募者の提出書の全部または一部の必要な範囲を無償で使用するができるものとする。

(2) 提出書類の公開

提出書類は茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年条例第2号）における行政文書となることから、同条例に基づく公開対象となる。ただし、公開することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは同条例に基づき非公開とする。

(3) 提出書類の返却等

応募者からの提出書類は返却しない。

なお、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、市が指示をした場合を除き、認めない。

(4) 確認書類の提出

表8に示す提出書類の内容を確認するため、確認書類(契約書、証明書の写し等)の提出を求めることがある。

表8 確認書類の概要

提出書類		様式	作成要領等
参加表明書		様式●	・応募構成グループの必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ・併せて、応募構成グループ組成のための共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
参加資格確認書類	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)※	—	・募集公告日以降に交付されたもの
	定款	—	・最新のもの
	会社概要	様式●	・最新のもの
	事業報告書	—	・B/S、P/L、キャッシュフロー計算書等財務諸表等(直近3ヵ年(3事業年度))
	雇用する技術者の状況	様式●	・必要事項を漏れなく記載すること。
	配置予定技術者調書	様式●	・必要事項を漏れなく記載すること。 ・各配置予定技術者が参加資格に示す要件を満たすことを証明する書類の写しを添付すること。

※各種法人等登記規則に基づく登記簿（以下「各種法人等登記簿」という。）を含む。

(5) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書、応募資格確認申請書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 提案内容の履行義務

応募者は、技術提案審査において市に提示した提案について、市との協議によりこれを履行する義務を負う。

(7) 他事業者の協力を得る場合

技術提案書を提出する応募者が、他の事業者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて本業務委託を履行しようとする場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。

3.4.3 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

3.4.4 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務委託に関する検討以外の目的で使用してはならない。

また、本業務委託に係る検討の範囲であっても、市の上承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

3.4.5 失格事項

次のいずれかに該当する応募者は失格とする。

- (1) 応募者の参加資格要件を満たさない者
- (2) 当該参加表明書、応募資格確認申請書及び技術提案書を提出期限までに提出しない者及び筆記試験に出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 優先交渉権者の選定までの間に、直接又は間接を問わず下水道河川部下水道河川管理課を除く茅ヶ崎市の職員、公募アドバイザーの担当者及び「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携事業公募型プロポーザル方式審査会議」（以下「審査会議」という。）の学識経験者に対し本業務委託に関する接触を試みた者
- (5) その他、審査会議が不適格と認めた者

4 募集に関する手続き等

4.1 募集要項等に関するウェブ説明会及び個別対話

市は、希望者に対して、募集要項等の構成、公募手続き等に関してウェブ説明会及び個別対話を、表9及び表10のとおり実施する。

表9 ウェブ説明会に関する手続き

ウェブ説明会	
開催日時	令和9年●月●日（●）
開催方法	Zoom等を用いた映像・音声通信（予定）
説明内容	募集要項等の構成、公募手続き等（予定）
申込方法	市ホームページの登録フォームより申込
申込期間	令和9年●月●日（●）9時00分から令和9年●月●日（●）16時00分まで
その他	ウェブ説明会にて質疑応答の機会は設けない。

表10 個別対話に関する手続き

個別対話	
開催日時	令和9年●月●日（●）～令和9年●月●日（●） ※実施時間については、1時間程度を想定し、詳細な開催日時等については申込みのあった事業者に別途連絡する。
開催場所	茅ヶ崎市役所（予定）
申込方法	市ホームページの登録フォームより申込
申込期間	令和9年●月●日（●）9時00分から令和9年●月●日（●）16時00分まで
その他	・個別対話結果は議事録として提出すること。 ・別途連絡の際に詳細なルールを周知する。 ・個別対話での参加者独自の提案については保護を行い、他者への公表は行わないものとする。

4.2 現地見学会及び資料閲覧

市は、希望者に対して、現地見学会及び資料閲覧の実施期間を表11のとおり設ける。

表11 現地見学会及び資料閲覧に関する手続き

現地見学会及び資料閲覧	
開催日時 及び 資料閲覧期間	(現地見学会) 令和9年●月●日 (●) 半日程度を予定する。 (資料閲覧) 令和9年●月●日 (●) ～令和9年●月●日 (●) ※詳細な開催日時等については申込みのあった事業者に別途、連絡する。
開催場所 及び 受渡し場所	(現地見学会) 市内公共下水道管路施設他 (資料閲覧) 茅ヶ崎市役所で受渡し
申込方法	市ホームページの登録フォームより申込
申込期間	(現地見学会) 令和9年●月●日 (●) 9時00分から令和9年●月●日 (●) 16時00分まで (資料閲覧) 令和9年●月●日 (●) 9時00分から令和9年●月●日 (●) 16時00分まで
その他	(現地見学会) - 参加者は本業務委託に参加を検討する民間事業者とし、1社につき6名程度までとする。 - なお、応募グループの組成を予定している場合においては複数社で出席することも可とし、この場合も参加人数は6名以内とする。 (資料閲覧) - 開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、開示資料貸与申込書(様式は問わない。)を提出すること。貸与資料は、DVD-R等に電子データ一式(PDFファイルに変換したデータ)を格納し、貸与する。開示資料の貸与を受けた者は、市が指定した期日(貸与日より1週間程度)までに当該資料を返却し、市職員の確認を受けること。

4.3 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、表12のとおり提出すること。

なお、質問は、募集要項等に記載された内容のみを対象とし、事業概要、事業スキーム、事業制度設計等に関する質問には一切応じない。

表12 質問の受付及び回答に関する手続き

募集要項等に関する質問の受付及び回答	
提出期間	令和年●月●日（●）時分から令和年●月●日（●）時分まで
提出方法	市ホームページの登録フォームより提出
回答公表	令和年●月●日（●）
その他	質問の回答は、市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。 また、回答の公表に当たっては、質問者を匿名化する。

4.4 参加表明書及び応募資格確認申請書の受付及び審査

応募者は、参加表明書（様式●）とともに応募資格確認申請書（様式●～●他）を表13のとおり提出すること。

表13 参加表明書及び応募資格確認申請書の受付及び審査に関する手続き

参加表明書及び応募資格確認申請書の受付及び審査	
提出期間	令和年●月●日（●）時分から令和年●月●日（●）時分まで
提出方法	茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川管理課に持参又は郵送で提出 ファイルに変換したデータをDVD-R等で提出すること。
提出書類	「7.1 参加表明に係る提出書類」を参照のこと。
審査結果の通知	参加資格の審査結果は、応募企業又は代表企業に対して、審査結果通知予定日（令和●年●月●日（●）を予定）に電子メールにより通知する。この場合において、参加資格がないと認めた応募企業又は代表企業に対しても通知する。 なお、電話等による問合せには一切応じない。参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。）以内に、書面（様式は問わない。）により、その理由について説明を求めることができる。市は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。）に、書面により回答する。

4.5 技術提案書の提出

参加資格があるとされた者は、様式及び作成要領に定めるところにより、表14のとおり提案書類を提出すること。

表14 技術提案書の提出に関する手続き

技術提案書の提出	
提出期間	令和年●月●日（●）時分から令和年●月●日（●）時分まで
提出方法	茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川管理課に持参又は郵送で提出 ファイルに変換したデータをDVD-R等で提出すること。
提出書類	「7.2 技術提案に係る提出書類」を参照のこと。

4.6 技術提案書に係る質問回答書の提出

市は、優先交渉権者選定基準書に基づく技術提案書の評価に当たり、技術提案書の内容に疑義を認めた場合、応募者は、その疑義に対して市が指定した日までに回答すること。

4.7 参加の辞退

参加表明書(様式●)及び応募資格確認申請書(様式●～●他)の提出以降、技術提案書の提出期限までの間は、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届(様式●●)を茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川管理課に持参又は郵送で提出すること。

5 受託者の決定等

5.1 審査方法

技術提案審査では、基礎審査、技術審査及び価格審査を行う。市は、技術提案書の審査に当たって、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見に基づいた客観的な評価等を行うため、審査会議を設置している。

なお、審査会議は、表15の委員長等によって構成される。市は、当該優先交渉権者選定基準書に基づいて優先交渉権者を選定しようとするとき、審査会議に表16の学識経験者の出席を求めその意見を聴く。

表15 審査会議 審査員等※

役職	所属	氏名
委員長	茅ヶ崎市 下水道河川部	部長 高田 正浩
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川総務課	課長 小室 武司
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川建設課	課長 越地 知久
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川建設課	主幹 加藤 貴史
審査補助員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川管理課	課長 長津 文宏 及びその指名する職員

※審査員等は、庁内人事異動に伴い、今後変更となる場合がある。その場合は、速やかに市ホームページで公表する。

表16 学識経験者

役職	所属	氏名
学識経験者	学校法人 中央大学 研究開発機構	機構教授 加藤 裕之
学識経験者	富士市 上下水道部 下水道施設維持課	課長 佐野 和史

5.2 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知（令和●月●日（●）を予定）するとともに、市ホームページで公表する。この場合において、優先交渉権者に選定されなかった者に対しても通知する。

なお、電話等による問合せには一切応じない。優先交渉権者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。）以内に、書面（様式は問わない。）により、その理由について説明を求めることができる。市は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。）に、書面により回答する。

5.3 応募者がいない場合の取扱い

応募者がいない場合、市は、その旨を速やかに市ホームページで公表する。

5.4 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合も、優先交渉権者選定基準書に従い審査を行う。

6 契約手続き

6.1 契約の締結

市は、優先交渉権者との協議を経て、基本契約を締結する。

SPC を設立しない場合は、基本契約の締結までに共同企業体を組成するものとする。

なお、SPC を設立する場合は、基本契約の締結後、事業契約の締結までに SPC を設立するとともに、必要に応じて共同企業体等を組成するものとする。

また、基本契約に基づいて、担当企業、共同企業体または SPC と、それぞれ事業契約を締結する。

6.2 優先交渉権者と契約締結に至らない場合

市は、優先交渉権者との契約締結に至らない場合、技術提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

7 提出書類

7.1 参加表明に係る提出書類

参加表明に係る提出書類は、様式集に定める。

7.2 技術提案に係る提出書類

技術提案に係る提出書類は、様式集に定める。

なお、技術提案の内容は優先交渉権者選定基準書に定める。

7.3 筆記試験の実施

市は、技術提案審査において配置予定の統括業務責任者及び技術管理責任者の2名を対象とした筆記試験を実施する。試験概要を表17に示す。

また、技術提案書類の提出に合わせて、表18に示す申込書類を1部提出すること。

なお、採点基準については優先交渉権者選定基準書に示す。

表 17 筆記試験の概要

筆記試験の概要		
開催日時	令和年●月●日（●）	
開催場所	茅ヶ崎市役所	
試験内容 試験時間	【統括業務責任者】 本業務委託の履行において重要視する考えと業務遂行上の課題及び解決策並びに統括業務責任者としての資質に関する設問（文字数：1,800字以内）	2時間
	【技術管理責任者】 過去の業務経験から資質確認（コミュニケーション及びリーダーシップ）を問う設問（文字数：1,200字以内）	1時間
その他	実施方法等の詳細については、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 優先交渉権者選定基準書」を参照すること。	

表18 筆記試験申込に係る提出書類

提出書類	様式	作成要領等
筆記試験申込書	様式●	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7.4 参加辞退時の提出書類

入札への参加を辞退する時は、表19に示す書類を1部提出すること。

表19 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式●	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7.5 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、都度表20に示す書類を1部提出すること。

表20 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式●	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

8 情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

また、市は、募集要項等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合及び募集公告以降、募集説明書等を補完又は修正する追加資料を市が公表する場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとし、市ホームページ等を通じて適宜通知する。

市ホームページ：水の官民連携関連の情報

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jigyo_gesuido/1065130/index.html



9 本業務委託に関する問合せ先

担当課：茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川管理課 担当：柳田

住 所：〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

TEL : 0467-81-7207

FAX : 0467-89-2916

E-mail : gesuikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp